

お知らせ

忘れずに納付しましょう!

固定資産税・都市計画税(第3期)と国民健康保険税(第6期)の納期限は、12月26日(月)です。最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、納期内に納付できない事情のある方はご相談ください。

また、市税等の納付には、納め忘れのない安心で確実な口座振替をおすすめします。

☎ 収入税課(2階)
☎(20)1578、FAX(20)1609

六斎市&歳末マルシェを開催

地元で採れた新鮮な農産物の展示販売等を行う、六斎市&歳末マルシェを開催します。

お誘い合わせの上、ぜひお越しください。

12月24日(土)9時~14時/会場 昌平町通り/内容 地元農産物の販売や、各分野の職人、料理人、アーティストによる食文化紹介やアート等の展示販売/主催 茂原六斎市再活性化協議会



☎ 閩農政課(6階)
☎(20)1526、FAX(20)1604

平成28年度

災害ボランティアシンポジウムを開催します

市と一般財団法人地域社会ライフプラン協会は、専門的知識や人生経験を生かしたシニア層のボランティア活動の推進に取り組むことにより、地域防災力向上に向けた即戦力として活躍していただくことを目指し、講演会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

平成29年1月21日(土)13時~16時(開場12時30分)/場所 東部台文化会館/演題 「災害とボランティア」/相次ぐ災害救援の現場から/講師 栗田暢之氏(認定特定非営利活動法人レスキュース

トックヤード代表理事)/定員 300人(先着順)/申込方法 氏名・電話番号を明記の上、FAXまたは郵送でお申し込みください/申込締切 平成29年1月16日(日) 閩総務課防災対策室(4階) 〒297-8511 茂原市道表1番地
☎(20)1519、FAX(20)1602

障害年金をご存知ですか?

障害のある方が次の3つの要件をすべて満たしている場合は、障害基礎年金や障害厚生年金を受給できます。

①年金制度加入中に初診日があること

※初診日に加入していた年金制度により手続き先が異なります。

初診日が20歳前または60歳から65歳までの年金未加入期間中の方は障害基礎年金の対象です。

②一定の障害の状態にあること

③保険料納付要件を満たしていること

障害年金を受けるには、本人またはご家族による請求手続きが必要です。詳しくは、次の手続先へご相談ください。

【手続き先】

・障害基礎年金：国保年金課

(第3号被保険者期間に初診日のある方は年金事務所)

・障害厚生年金：年金事務所

※障害者手帳と障害年金の等級は判断基準が異なります。

また、障害者手帳の交付を受けていても障害年金は受けられないこともあります。

☎ 国保年金課(2階)

☎(20)1503、FAX(20)1600

☎ 千葉年金事務所

☎043(242)6320

国民年金の納付は、

お近くの金融機関やコンビニエンスストアで!

国民年金保険料の納付は、日本年金機構から送られてくる納付書で、お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納めてください。

また、口座振替なら銀行や郵便局などで一度手続きするだけで、あなたの預(貯)金口座から自動的に納めることができます。

口座振替の手続きは、①年金手帳または納付書、②預金通帳、③通帳届出の印鑑をご用意の上、口座をお持ちの金

融機関で手続きをしてくださ

い。

なお、クレジットカードによる支払い方法もあります。ご希望の方は、「国民年金保険料クレジットカード納付申出書」の提出が必要となりますので、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

☎ 国保年金課(2階)
☎(20)1503、FAX(20)1600

「いのぼり」寄付のお願い

レイクウッズガーデンひめはるの里の「いのぼり」は、皆さんからの寄贈品を大切に使用しています。

ご家庭に眠っている「いのぼり」を泳がせてみませんか?



☎ 園レイクウッズガーデン
ひめはるの里
☎(22)5266